

ドイツ会計・税務ニュースレター

第40回 税務 社内イベント費用の賃金税分離課税

2024年10月

はじめに

2024 年 3 月 27 日の連邦財政裁判所の判決(ファイル番号 VI R 5/22)は、クリスマスパーティーや記念日などの、社内イベントの課税関係に関連します。本稿では、イベントにかかるフリンジベネフィットの分離課税の概要と、その利点についてお知らせします。

※ 本稿は、Grant Thornton AG(グラントソントン・ドイツ)が作成したものを、和訳・編集したものです。原文(ドイツ語)はこちらをご参照ください。

Contents

- ・ 社内イベントにかかる賃金税
- ・ 分離課税におけるその他のメリット

社内イベントにかかる賃金税

社内イベントの費用を会社が負担した場合、当該費用は従業員に対する給与(フリンジベネフィット)と見なされますが、ドイツ所得税法(EStG)第 40×2 項 1 文に従い、一律 25%の分離課税の対象となります 1 。本事案の争点は、分離課税の適用対象とするために、社内イベントは「組織のすべての従業員を対象とするもの」でなければならないかというものでした。

本事案において原告である企業は、役員および一定のキャリアレベルに達した従業員のみを対象にしたクリスマスパーティーを開催し、このフリンジベネフィットに対して 25%の分離課税を適用していました。しかし税務当局は、分離課税の適用の為にはイベントに「開放性」があること、すなわち、すべての従業員が対象とされていることが必要と判断しました。分離課税が適用できない場合には、EStG 第 37b 条 2 項に従い、一律 30%で課税されることになります。管轄の財政裁判所も一審で税務当局の見解に同意していましたが、連邦財政裁判所(BFH)は分離課税の適用のためにこの開放性は必要ではないとし、当該フリンジベネフィットも 25%の分離課税の対象となると判断しました。

 $^{^1}$ 分離課税 25%に対し、5.5%の連帯付加税及び該当する場合にはおおよそ $7\sim9\%$ の教会税が課される。



分離課税におけるその他のメリット

EStG 第 40 条 2 項 1 文の分離課税には、低税率の他にもメリットがあります。EStG 第 37b 条 2 項 (30%課税) の場合と異なり、EStG 第 40 条 2 項 1 文の要件を満たして期限内に課税されたフリンジベネフィットは社会保険料の対象とはならないため、雇用主はベネフィットの約 20%に相当する社会保険料雇用主負担分を節約することが出来ます。

ただし、分離課税の適用の為には、雇用主は対象となる給与計算期間に課税計算を行い、翌年 2 月 28 日までに年次賃金税明細書(Lohnsteuerjahresbescheinigung)に反映させる必要があります。事後的な分離課税の場合、社会保険料の免除が却下されるリスクがあります。

また、EStG 第 19 条 1 項 1a に基づき、社内イベントの費用は参加者 1 人あたり 110 ユーロまで非課税 2 となりますが、この非課税枠の適用の為には、やはり社内のすべての従業員を対象としたイベントでなければならないことに留意してください。適用の為には実際に出席した参加者を文書に残す必要があり、これは税務調査においてもしばしば議論の対象となります。

お問い合わせ先

Grant Thornton AG(グラントソントン・ドイツ)では、ドイツに進出する日系企業のために、デュッセルドルフ・オフィスにジャパンデスクを設けています。監査・保証業務、税務申告、給与計算、記帳代行、M&A トランザクションアドバイザリー、内部統制構築支援、事業戦略コンサルティングなど、各種の会計税務サービスをご提供しています。

担当者



#上 広志 Hiroshi Inoue

Grant Thornton AG | Head of Japan Desk | Partner
公認会計士(日本)
E hiroshi.inoue@de.gt.com
W grantthornton.de

Disclaimer

本文書の正確性、適切性には慎重を期しておりますが、いかなる保証も与えるものではありません。本文書は情報提供のみを目的として作成されています。本文書で提供している情報は、利用者の判断・責任においてご使用ください。本文書は専門的、技術的、法律的なアドバイスを提供するものではありません。本文書で提供した内容に関連して、利用者が不利益等を被る事態が生じたとしても、グラントソントン及びグラントソントン加盟事務所は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

² 上限年2回まで。